

成田市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の骨子

1 条例を制定する背景

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から、民間・行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化され、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下、「新保護法」という。）による、全国的な共通ルールが適用されることになりました。

成田市議会が保有する個人情報については、現在、成田市個人情報保護条例（以下、「現行条例」という。）で保護しておりますが、新保護法において地方議会は、国会や裁判所が三権分立の観点から法による個人情報の取扱いに係る規律の対象になっていないこととの整合を図るため、新保護法の適用対象外となりました。

このため、地方議会においても、新保護法の施行後も引き続き個人情報保護に関する自律的な措置を講じる必要があることから、新たに成田市議会の個人情報の保護に関する条例（以下、「条例」という。）を制定するものです。

2 条例の基本的な考え方

- 議会で制定する条例は、新保護法との整合性を勘案し、基本的に同法の各条文に対応したものとします。
- 条例の実施に必要な事項については、議長が別に施行規程を定めることとします。

3 個人情報の対象

条例における議会の個人情報の対象は、基本的に議会事務局が保有する個人情報となります。

議員名簿など
（退職議員を含む）

請願・陳情
の署名簿

傍聴人
受付簿

議会事務局
職員名簿

など

各議員が議員活動などで取得する個人情報については、議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないことから、対象外となります。

4 条例の主な内容

第1章 総則 【第1条～第3条】

条例の目的、定義、議会の責務について定めます。

目的

本市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること。

定義

ア 「個人情報」

生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの

- ・当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述（文書、図面、電磁的記録に記載・記録され、又は音声、動作等で表された一切の事項）により特定の個人を識別できるもの
- ・個人識別符号（DNAなどの生体情報やパスポート番号など）が含まれるもの

イ 「要配慮個人情報」

人種、信条、社会的身分など本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報

ウ 「保有個人情報」

議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）

エ 「個人情報ファイル」

保有個人情報の集合体であつて、電子機器に保存されるデータベースや、紙資料であつても五十音順に記載されているなど容易に検索できるよう体系的に整理されているもの

オ 「仮名加工情報」

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう個人情報を加工した情報

カ 「匿名加工情報」

特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報で、当該個人情報を復元できないようにしたもの。仮名個人情報より加工度が高い。

キ 「個人関連情報」

生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名・匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（インターネットにおける閲覧履歴など）

ク 「特定個人情報」

マイナンバーを含む個人情報

ケ 「保有特定個人情報」

マイナンバーを含む保有個人情報

議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じることとする。

第2章 個人情報等の取扱い 【第4条～第16条】

個人情報を適切に取り扱うため、主に次のような事項を定めます。

- ア 個人情報を保有するに当たっての利用目的の制限
- イ 個人情報の不適切な利用の禁止、適正な取得
- ウ 保有個人情報の安全管理とそれに係る事態が生じた場合の通知
- エ 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用、提供制限

第3章 個人情報ファイル 【第17条】

議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について定めます。

個人情報ファイル簿を作成・公表しなくてよい場合

- ▶ 議員・元議員、議会事務局の職員・元職員に係る人事関係情報
- ▶ 試験的なもの、1年以内に消去するもの
- ▶ 資料・物品・金銭の送付等の相手方の氏名、住所等
- ▶ 職員が学術研究のために作成・取得し、利用するもの
- ▶ 議長が定める数（1,000件とする見込み）に満たないもの

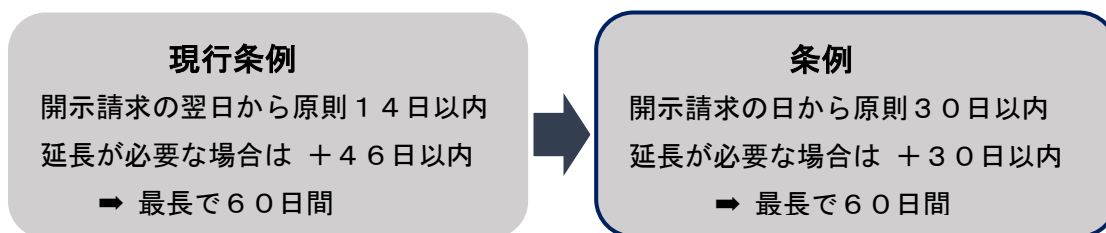
第4章 開示、訂正及び利用停止

自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続等について定めます。

第1節 開示 【第18条～第30条】

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定の期限等について定めます。

開示決定等の期限



開示決定等の期限については、新保護法では、上記の条例で示す期間となっています。現行条例では最長期間を60日間としており、これは新保護法の定める最長期間と同様となります。条例では、新保護法が定める期間を適用し、期間を短縮する独自の規定を設けないこととしますが、請求から開示決定までにかかる日数を、現行条例と同様の14日以内に開示決定等を行うよう努めます。

開示請求に係る手数料

新保護法では、開示請求をする場合、その手数料は条例で定めることとされています。

現行条例では、開示請求に係る手数料の額は無料とした上で、写しの交付に要する経費（コピー代及び郵送料）は開示請求者の負担としています。

制定する条例では、負担額は現行条例の額を維持しつつ、その性質については、開示請求に係る手数料に改めます。

第2節 訂正 【第31条～第37条】

議会が保有する個人情報の内容が真実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手續、訂正請求に対する措置、訂正決定の期限等について定めます。

第3節 利用停止 【第38条～第43条】

議会が保有する個人情報について、この条例の定める事項に違反して保有、提供等される場合に、利用停止、消去等を請求する権利、利用停止請求の手續等について定めます。

第4節 審査請求 【第44条～第46条】

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手續きについて定めます。

第5章 雑則 【第47条～第52条】

未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、施行状況の公表等について定めます。

第6章 罰則 【第53条～第57条】

職員、委託事務に従事する者（これらの者であった者も含む）等が、次の事項などの理由により個人情報ファイルを提供した場合などにおける罰則を定めます。

○職員等が正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

○業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

5 今後のスケジュール

| | |
|--------------------------|---------------|
| 令和4年12月15日～ 令和5年1月16日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和5年2月 | パブリックコメント意見集約 |
| 令和5年3月 | 議会へ条例案の提出 |
| 令和5年4月1日 | 条例施行 |